# 平成25年第4回八千代町議会定例会会議録(第2号) 平成25年12月9日(月曜日)午前9時20分開議

# 本日の出席議員

呆 武君	大久伊	副議長(8番)	水垣 正弘君	議長 (9番)
岳史君	大里	2番	国府田利明君	1番
勝三君	中山	5番	上野 政男君	4番
政信君	相沢	7番	生井 和巳君	6番
直志君	宮本	12番	小島 由久君	11番
直君	湯本	14番	大久保敏夫君	13番

# 本日の欠席議員

3番 廣瀬 賢一君

# 説明のため出席をしたる者

町 長	大久保 司君	副町長	生井 光男君
教 育 長	高橋 昇君	会計管理者	小竹 貞男君
秘書課長	飯島 英男君	総 務 課 長	浜名 進君
企画財政課長	斉藤 実君	税務課長	青木 良夫君
町 民 課 長	横島 広司君	福祉保健課長	相田 敏美君
生活環境課長	岡田 昭夫君	産業振興課長	谷中 聰君
都市建設課長	上野 真一君	上下水道課課 長心得	柴森 米光君
農業委員会事務局長	秋葉三佐男君	教 育 次 長 兼 学校教育課長	水書 正義君
公 民 館 長 兼 生涯学習課長	鈴木 一男君	給食センター 所 長	鈴木 忠君
総 務 課 長 補 佐	宮本 克典君	企画財政課 参 事	青木 喜栄君

# 議会事務局の出席者

議会事務局長 野村 勇 主 査 小林 由実

### 主 任 外山 勝也

議長(水垣正弘君) 公私ご多用のところご参集をくださいまして、まことにありがと うございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。よって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(議長が了承を求めた議事日程は次のとおり)

#### 議事日程(第2号)

平成25年12月9日(月)午前9時開議

日程第1 常任委員会委員の所属変更について

日程第2 議案第1号 八千代町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについ て

日程第3 議案第2号 西山工業団地水道給水条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第3号 八千代町介護保険条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第4号 八千代町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第5号 八千代町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例

日程第7 議案第6号 八千代町下水道条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第7号 八千代町水道事業給水条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第8号 平成25年度八千代町一般会計補正予算(第4号)

議案第9号 平成25年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議案第10号 平成25年度八千代町介護保険特別会計補正予算(第2号)

議案第11号 平成25年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算(第 2号)

議案第12号 平成25年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1 号)

日程第10 休会の件

日程第1 常任委員会委員の所属変更について

議長(水垣正弘君) 日程第1、常任委員会委員の所属変更についてを議題といたします。

常任委員会委員より所属変更の申出書が提出されております。

お諮りいたします。常任委員会委員の所属変更につきましては、委員会条例第7条第2項の規定により、お手元に配付いたしました名簿のとおり変更したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 異議なしと認めます。

よって、常任委員会委員の所属変更につきましては、お手元に配付いたしました名簿 のとおり変更することに決定をいたしました。

なお、常任委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、変更した委員長、副委員長のみ報告をいたします。

総務常任副委員長に大里岳史議員、産業建設常任委員長に小島由久議員、以上のとおり変更になりました。

それでは、今回変更いたしました常任委員長及び副委員長のみ、簡単にご挨拶をお願いいたします。

初めに、総務常任副委員長、大里岳史議員、登壇願います。

(総務常任副委員長 大里岳史君登壇)

総務常任副委員長(大里岳史君) ただいま議長の許可がありましたので、一言挨拶を させていただきます。

このたび総務常任副委員長に就任いたしました大里です。初めてのことで、勉強しながら頑張っていきたいと思いますので、今後ともご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いします。

議長(水垣正弘君) 次に、産業建設常任委員長、小島由久議員、登壇願います。

(産業建設常任委員長 小島由久君登壇)

産業建設常任委員長(小島由久君) ただいま議長のご指名がございましたので、ご挨拶を申し上げます。

去る常任委員会において、産業建設委員長に推薦いただきました小島です。よろしく

お願いします。2年間につきましては、議員各位初め、町長、また執行部の皆様のご指導、ご鞭撻をいただきながら任務を全うしていきたいと、このように考えておりますので、皆様方のご指導、ご鞭撻、ご協力をお願い申し上げまして、ご挨拶といたします。よろしくお願いします。

議長(水垣正弘君) なお、今回議会運営委員会におきましては、新たな変更はありませんでしたが、副委員長が変更になりましたので、ご報告いたします。

議会運営副委員長に生井和巳議員が就任いたしましたので、ご挨拶をお願いいたします。

(議会運営副委員長 生井和巳君登壇)

議会運営副委員長(生井和巳君) ただいま議長の許可が出ましたので、一言ご挨拶申 し上げます。

このたび議会運営委員会副委員長になりました。執行部並びに議員各位のご協力をお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。

日程第2 議案第1号 八千代町公平委員会委員の選任につき同意を求めることに ついて

議長(水垣正弘君) 日程第2、議案第1号 八千代町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、宮本直志議員の退場を求めます。

(12番 宮本直志君退場)

議長(水垣正弘君) 職員に議案を朗読させます。

(総務課長補佐 宮本克典君朗読)

議長(水垣正弘君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま上程されました議案第1号 八千代町公平委員会委員 の選任につき同意を求めることについての提案理由をご説明申し上げます。

公平委員会は、地方公務員法の規定により設置が義務づけられており、3人の委員を もって組織され、委員の任期は4年となっております。委員の選出については、人格が 高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政 に関して識見を有する者のうちから議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任するものであります。

現委員の宮本幸子氏が12月31日をもって任期満了となっておりますが、同氏を再任したく提案するものであります。今回提案いたしました宮本幸子氏は、人格高潔で地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関する識見も豊かで適任者であると考えますので、公平委員として再任したく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいます ようお願い申し上げまして、説明といたします。

議長(水垣正弘君) これから質疑を行います。

13番、大久保敏夫議員。

13番(大久保敏夫君) 今提案された人事案件につきましては、私自身も賛成の立場ではございますけれども、1つ事務局にお聞きしたいことは、議会における議員の除斥の対象になる場合に、人事案件の本件、いずれの部分もそうなのでしょうけれども、何親等までがもし議場内におられた場合には除斥の対象になるのか、それだけちょっとお聞かせ願います。

議長(水垣正弘君) 企画財政課長。

(企画財政課長 斉藤 実君登壇)

企画財政課長(斉藤 実君) 13番、大久保議員の質疑にお答えいたします。

ちょっと資料がございませんので、会期中に答弁いただくというふうなことでご理解 いただければと思います。

議長(水垣正弘君) そのほか質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 討論なしと認めます。

これから議案第1号 八千代町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案はこれに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 八千代町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定をいたしました。

宮本直志議員の入場を許可いたします。

(12番 宮本直志君入場)

日程第3 議案第2号 西山工業団地水道給水条例の一部を改正する条例 議長(水垣正弘君) 日程第3、議案第2号 西山工業団地水道給水条例の一部を改正 する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま上程されました議案第2号 西山工業団地水道給水条 例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、社会保障と税の一体改革による消費税法及び地方税法の改正に伴い、 西山工業団地水道給水条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容でありますが、第2条の2において、消費税等の相当額の定義及び算 定時における1円未満の端数の切り捨てを定め、第11条においては、基本料金及び使用 料金に係る消費税額を改めるものであります。

なお、平成26年4月1日前から継続して供給している水道の使用料については、経過措置を設けられており、4月分については従来の税率5%によることとなります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいます ようお願い申し上げまして、説明といたします。

議長(水垣正弘君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 討論なしと認めます。

これから議案第2号 西山工業団地水道給水条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 西山工業団地水道給水条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第3号 八千代町介護保険条例の一部を改正する条例 議長(水垣正弘君) 日程第4、議案第3号 八千代町介護保険条例の一部を改正する 条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま上程されました議案第3号 八千代町介護保険条例の 一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、八千代町介護保険条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容でありますが、介護保険料に係る延滞金の割合の特例を加えるもので あります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいます ようお願い申し上げまして、説明といたします。

議長(水垣正弘君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 討論なしと認めます。

これから議案第3号 八千代町介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。 お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 八千代町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第4号 八千代町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条 例

議長(水垣正弘君) 日程第5、議案第4号 八千代町後期高齢者医療に関する条例の 一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま上程されました議案第4号 八千代町後期高齢者医療 に関する条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、八千代町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容でありますが、後期高齢者医療保険料に係る延滞金の割合等の特例を 改めるものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいます ようお願い申し上げまして、説明といたします。

議長(水垣正弘君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 討論なしと認めます。

これから議案第4号 八千代町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を 採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 八千代町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は、 原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号 八千代町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条 例の一部を改正する条例

議長(水垣正弘君) 日程第6、議案第5号 八千代町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま上程されました議案第5号 八千代町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、社会保障と税の一体改革による消費税法及び地方税法の改正に伴い、 八千代町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容でありますが、平成26年4月から消費税率の引き上げに伴い、処理施設使用料を改めるものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、ご賛同くださいますようお 願い申し上げまして、説明といたします。

議長(水垣正弘君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番、湯本直議員。

14番 (湯本 直君) この別表中2,100円を2,000円に、420円を400円に改めるということであるものをひとつ理由をお聞かせ願いたい。

議長(水垣正弘君) 上下水道課長心得、柴森さんどうぞ。

(上下水道課課長心得 柴森米光君登壇)

上下水道課課長心得(柴森米光君) それでは、湯本議員の質問にお答えします。

別表第2中2,100円を2,000円に、420円を400円についてなのですけれども、これについては、今まで消費税を含めた総額表示という形での料金、使用料となっておりました。これについては、今まで5%が入ったものとして2,100円にもなっていますし、消費税が入ったものとして2,100円にもなっていますし、420円のほうも5%を含めた形での表示になっていました。

今回の条例は、こちら下水道課のほうでも下水道の使用料、また水道の使用料、先ほど提案の説明がありましたけれども、ほかの使用料も使用料については消費税含みの使用料となっていないものですから、今回の条例改正に合わせて全て使用料そのままの表示をとらせていただき、今後5%、8%、今回の議決をいただけば8%、その後10%になるということなので、実際に使用料の表示を税抜きの表示に変えたということになりますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長(水垣正弘君) 14番、湯本直議員。

14番 (湯本 直君) そうすると、内税で今までは徴収していたのを、今度はそうでは なく変更するということなのか、もう一遍。

議長(水垣正弘君) 上下水道課長心得、柴森課長心得。

(上下水道課課長心得 柴森米光君登壇)

上下水道課課長心得(柴森米光君) そのとおりでございます。

議長(水垣正弘君) 14番、湯本直議員。

14番 (湯本 直君) まだ正確には税の内税にすべきか、外税でもらうべきかということは、はっきりした線は国の方針としては出ていないと思う。だから、ちょっと早まってやっているのではないかと思うけれども、その点についてひとつ。

議長(水垣正弘君) 上下水道課長心得、柴森米光さん。

(上下水道課課長心得 柴森米光君登壇)

上下水道課課長心得(柴森米光君) 以前に3%から5%、その時点で通常の消費税の

表示については、基本的には総額表示で示しなさいというような事例で通達もあったわけなのですけれども、今回一般的であれば総額表示という形もあるのですけれども、それぞれの指導の中ではどちらを選択してもいいというようなことでもありましたので、納付する側がきちんと明確に税の部分、使用料の部分と、明確に分ける形では、この内税にする形ではなくて、今まで使っている下水道とか水道料金と同じような形のほうがよりわかりやすいのではないかというようなことで、このような形で改正させていただきましたので、よろしくお願いしたいと思います。

議長(水垣正弘君) そのほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 討論なしと認めます。

これから議案第5号 八千代町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 八千代町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第6号 八千代町下水道条例の一部を改正する条例 議長(水垣正弘君) 日程第7、議案第6号 八千代町下水道条例の一部を改正する条 例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま上程されました議案第6号 八千代町下水道条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、社会保障と税の一体改革による消費税法及び地方税法の改正に伴い、 八千代町下水道条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容でありますが、平成26年4月からの消費税率の引き上げや経過措置に 伴い、下水道使用料を改めるものであります。

なお、平成26年4月1日前から継続して使用している下水道については、経過措置が 設けられており、4月分については従来の税率5%によることになります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいます ようお願い申し上げまして、説明といたします。

議長(水垣正弘君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 討論なしと認めます。

これから議案第6号 八千代町下水道条例の一部を改正する条例を採決いたします。 お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 八千代町下水道条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第7号 八千代町水道事業給水条例の一部を改正する条例 議長(水垣正弘君) 日程第8、議案第7号 八千代町水道事業給水条例の一部を改正 する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。 町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま上程されました議案第7号 八千代町水道事業給水条

例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、社会保障と税の一体改革による消費税法及び地方税法の改正に伴い、 八千代町水道事業給水条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容でありますが、第4条の2において、消費税等の相当額の定義、算定時における1円未満の端数の切り捨てを定め、第23条、30条において、料金及び加入金に係る消費税額を改めるものであります。

なお、平成26年4月1日前から継続して供給している水道の使用料については経過措置が設けられており、4月分については従前の税率5%によることとなります。

そのほか、法令及び県条例の改正に伴う文言整理等を行っております。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいます ようお願い申し上げまして、説明といたします。

議長(水垣正弘君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番、湯本直議員。

14番 (湯本 直君) この議案第7号の第27条第2項中、清算を精算に改めるという字 が違うのだけれども、この理由をひとつ。

議長(水垣正弘君) 上下水道課長心得。

(上下水道課課長心得 柴森米光君登壇)

上下水道課課長心得(柴森米光君) それでは、湯本議員さんの質問にお答えいたした いと思います。

精算なのですけれども、通常企業会計を導入している関係上、企業会計の原則に基づいて精算書という形の集計表をとるような形もございますので、この中では精算する形でこの米の精算を使用させていただいています。よその事例の中でもこういうふうな形になっているものですから、それに合わせて精算という形で改正をさせていただきました。よろしくお願いします。

議長(水垣正弘君) そのほかありませんか。

14番、湯本直議員。

14番(湯本 直君) そのやらせてもらったのはわかるのだけれども、この精算というのを考え方をひとつ聞きたいね。やらせてもらったというのはわかるのだけれども。

議長(水垣正弘君) 上下水道課長心得。

### (上下水道課課長心得 柴森米光君登壇)

上下水道課課長心得(柴森米光君) 湯本議員の質問にお答えします。

先ほど申し上げましたように、水道事業は企業会計原則に従いまして、事務手続を進めております。そういった中での精算という形もあります。また、よその他市町村の例でも精算というこの文言を使用しているものですから、それに合わせて改正をさせていただいたと。

企業会計原則に基づいてのものについては、会計原則に従い会計を処理するというような形はもう決まっておることなので、そういった意味も含めてこの改正に至ったということですので、よろしくお願いしたいと思います。

議長(水垣正弘君) 14番、湯本直議員。

14番(湯本 直君) 説明がちょっと足らないのだよな。清いという字で書いた清算と、この精というのはどういう違いがあるのだと言っている。その会計からやっているのではなくして、それの解釈のどこが違うのだと。

議長(水垣正弘君) 上下水道課長心得。

(上下水道課課長心得 柴森米光君登壇)

上下水道課課長心得(柴森米光君) 文言についての内容については、先ほどご指摘いただきましたように、勉強不足で申しわけないのですけれども、文言そのものの内容についての説明はちょっとできないのですけれども、県条例の改正等に伴っての文言改正という形でとらせていただいたものですから、上位の条例をそのまま使用した形で、不足な点はあるかとは思うのですけれども、以上のようなことで答弁とさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

きちんとご説明したいと思います。済みません。

議長(水垣正弘君) 企画財政課長。

(企画財政課長 斉藤 実君登壇)

企画財政課長(斉藤 実君) 先ほどの議案の第1号中、13番、大久保議員の質疑のご 答弁をさせていただきたいと思います。

地方自治法の117条に、公共団体の議会の議長及び議員につきましては、自己、自分も しくは父母、祖父母、配偶者、子供、孫もしくは兄弟姉妹の一身上に関する事件または 自己もしくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係がある事件については、その 議事に参与することができないというようなものがございますので、今回の宮本議員の 退席については、以上のような関係から退席になったというようなことでございます。 ご理解をよろしく。

(「孫は何親等」と呼ぶ者あり)

企画財政課長(斉藤 実君) 孫は2親等……2親等ですかね。

議長(水垣正弘君) 課長、1回下がって。

そのほかの質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 討論なしと認めます。

これから議案第7号 八千代町水道事業給水条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 異議なしと認めます。

よって、議案第7号 八千代町水道事業給水条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第8号 平成25年度八千代町一般会計補正予算(第4号)

議案第9号 平成25年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算(第2 号)

議案第10号 平成25年度八千代町介護保険特別会計補正予算(第2号)

議案第11号 平成25年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算 (第2号)

議案第12号 平成25年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第1号)

議長(水垣正弘君) 日程第9、議案第8号 平成25年度八千代町一般会計補正予算(第4号)、議案第9号 平成25年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、議

案第10号 平成25年度八千代町介護保険特別会計補正予算(第2号)、議案第11号 平成25年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)、議案第12号 平成25年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を一括議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいまー括上程されました議案第8号 平成25年度八千代町 一般会計補正予算(第4号)、議案第9号 平成25年度八千代町国民健康保険特別会計補 正予算(第2号)、議案第10号 平成25年度八千代町介護保険特別会計補正予算(第2号)、 議案第11号 平成25年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)、議案 第12号 平成25年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の提案理由 をご説明申し上げます。

初めに、平成25年度八千代町一般会計補正予算(第4号)について説明申し上げます。 今回提案いたしました補正予算は、本年度第4回目の補正で、歳入歳出ともに1億 3,746万9,000円を増額し、補正総額を75億1,388万9,000円とするものであります。

その内容でございますが、最初に歳入の増額となる項目を申し上げます。

障害者自立支援給付費国庫負担金及び地域の元気臨時交付金による国庫支出金1億8,053万1,000円、障害者自立支援給付費県負担金、安心子ども支援事業費補助金等を含みます県支出金1,683万円、繰越金4,804万2,000円、諸収入96万6,000円をそれぞれ増額いたします。

減額する項目については、義務教育施設整備基金からの繰り入れ減による繰入金5,800万円、地方道路等整備事業債の財源組み替え等による町債5,090万円をそれぞれ減額いたします。

次に、歳出の主な項目について申し上げます。総務費においては、町税過誤納の還付金を含めます徴税費等109万円を増額いたします。

民生費においては、国民健康保険特別会計繰出金、障害者自立支援給付費等を含みます社会福祉費が8,393万円、子ども・子育て支援新制度システム構築事業委託料による児童福祉費790万円を増額いたします。

農林業費においては、農業集落排水事業特別会計繰出金及び憩遊館施設整備修繕料、新規就農関係補助金等を含みます農業費5,849万8,000円を増額いたします。

次に、土木費においては、町道1522号線の用地購入を含みます道路橋梁費等242万7,000円を増額いたします。

消防費においては、消火栓移設工事請負費等208万5,000円を増額いたします。

さらに、教育費においては、下結城小学校トイレ改修工事実施設計業務委託料を含む小学校費505万6,000円増額、総合体育館及び給食センター施設修繕等を含みます保健体育費184万円を増額するものの、八千代第一中学校校舎改築工事請負費、監理業務委託料の減による中学校費2,626万5,000円を減額し、教育費全体では1,846万1,000円を減額いたします。

なお、第2表の継続費補正については、契約額の確定に伴い年割額の変更によるものであります。

第3表、繰越明許費については、子ども・子育て支援新制度システム構築に伴う業務 委託料、第4表、地方債補正については、財源の組み替えに及び事業費等の変更による ものであります。

以上が一般会計(第4号)の概要であります。

続きまして、八千代町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について説明申し上げます。

今回提案いたします補正予算は、本年度第2回目の補正で、歳入歳出とも2億9,584万4,000円を増額し、予算総額を31億1,572万6,000円とするものであります。

その内容でございますが、まず歳入から申し上げますと、療養給付費等交付金5,489万8,000円、前期高齢者交付金を3,670万9,000円増額いたします。これらは、社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、決定通知に基づくものであります。

次に、繰入金を5,000万円増額いたします。これは、一般会計からの繰り入れによるものであります。

次に、繰越金1億5,423万7,000円を増額いたします。これは、平成24年度からの繰越 金でございます。

続きまして、歳出について申しますと、保険給付費 2 億4,081万9,000円増額、これは 療養給付費及び医療費の増加によるものであります。

次に、後期高齢者支援金等を1,141万5,000円、介護納付金を249万6,000円増額、これは社会保険診療報酬支払基金への納付金で、変更通知に基づくものであります。

次に、諸支出金4,111万4,000円を増額、これは国、県への負担金返還にかかわるもの

であります。

以上が国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の概要であります。

今回の補正につきましては、平成25年11月27日に八千代町国民健康保険運営協議会に 諮り、ご了承をいただいていることをご報告申し上げます。

続きまして、八千代町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

今回提案いたしました補正予算は、本年度第2回目の補正で、歳入歳出とも1,118万9,000円を増額し、予算総額を15億1,654万1,000円とするものであります。

その内容でございますが、まず歳入から申しますと、繰越金1,118万9,000円を増額いたします。これは平成24年度からの繰越金でございます。

次に、歳出について申し上げます。総務費13万円、保険給付費1,100万円、地域支援事業費2万円、諸支出金3万9,000円を増額いたします。これは介護予防サービス給付費及び介護予防サービス計画給付費が不足が生じることによる給付費の増額を主たる内容とするものであります。

以上が八千代町介護保険特別会計補正予算(第2号)の概要であります。

続きまして、八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)について説明 申し上げます。

今回提案しました補正予算は、本年度第2回目の補正で、歳入歳出とも12万3,000円を 増額し、予算総額を3億1,199万8,000円とするものであります。

その内容でございますが、まず歳入から申し上げますと、繰越金12万3,000円を増額いたします。これは平成24年度からの繰越金でございます。

次に、歳出について申しますと、総務費における審議員会費の報酬2万3,000円、一般管理費の光熱水費10万円を増額いたします。

以上が八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)の概要であります。 続きまして、八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明 いたします。

今回提案いたします補正予算は、本年度第1回目の補正で、歳入歳出とも15万3,000円 を増額いたし、予算総額を7億8,804万8,000円とするものであります。

その内容でございますが、まず歳入から申し上げますと、繰越金15万3,000円を増額いたします。これは平成24年度からの繰越金でございます。また、国からの地域の元気臨

時交付金による繰入金として町債におきまして、5,300万円の組み替えを行うものであります。

次に、歳出について申しますが、農業集落排水事業管理費を96万3,000円増額、公債費における償還金利子及び割引料の81万円を減額するものであります。

なお、第2表の地方債補正につきましては、地方債の変更によるものであります。 以上が八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の概要であります。

以上、一括上程されました各会計の補正予算について提案理由を申しましたが、慎重 にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げまして、説明といたしま す。

議長(水垣正弘君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、上野政男議員。

4番(上野政男君) 一般会計の補正のほうなのですが、農業構造改善事業費318万 4,000円上がっていますが、これはどのようなところをどのような修繕なのですか。

議長(水垣正弘君) 産業振興課長。

(産業振興課長 谷中 聰君登壇)

産業振興課長(谷中 聰君) 4番、上野議員の質問にお答えいたします。

ご質問の318万4,000円につきましては、憩遊館の修繕料でございまして、去る9月1日に落雷がありまして、大分施設のほうが故障してしまいました。それで、当初とっておりました375万4,000円の修繕費をほぼ使ってしまったわけなのです。そういうことで、当初予定しておりました修繕のほうができないということで、今回の補正でお願いしているところでございますが、内訳としましては、男女の寝湯ろ過器交換が194万3,000円、消防機器の交換修繕が34万6,000円、防犯映像監視設備交換修繕が32万2,000円、和室大広間照明修繕が57万3,000円でございます。トータルしまして318万4,000円ということで、これらの機器につきましては、憩遊館運営に最低限必要な機器でございますので、どうぞご理解いただければと思います。

以上でございます。

議長(水垣正弘君) 質疑ございませんか、その後。

5番、中山勝三議員。

5番(中山勝三君) 一般会計なのですが、教育費のほうで八千代第一中学校の校舎改

築工事費で減額が2,700万円ということでございますが、先ほどの説明にありました監理業務委託料の減額ということがありました。これは、全体の業者との工事契約の中での減額になるのか。また、今回この減額になった部分が次年度に回るということがあるのかどうか。そしてまた、この財源ですが、特定財源のようですが、その中どういうふうな種類の財源なのかということをお尋ねしたいと思います。

議長(水垣正弘君) 学校教育課長。

(教育次長兼学校教育課長 水書正義君登壇)

教育次長兼学校教育課長(水書正義君) 5番、中山議員の質問にお答えいたします。

委託料60万5,000円、そして工事請負費、今回2,700万円の減となっております。これは、契約に基づくものでありまして、委託料に関しましては当初年割額600万円を計上してございます。委託料の契約が今回できまして、1,785万円、それの3割分が今年度支出してございます。535万5,000円、その差額が64万5,000円となっております。工事請負費につきましては、当初25年分の年割額として工事請負費に4億1,600万円計上してございます。本体の契約額が12億9,675万円でありまして、その3割分、3億8,900万円支出いたしました。その差額が2,700万円でございます。

継続費全体の14億700万円には変更はございませんが、その差額分につきましては、逓 次繰り越しという意味合いを持ちまして、26年度で変更してございます。これは、当初 の予算書の今回補正で示されました3ページのとおりとなっております。

そのページの財源関係につきましては、起債が当初より3,700万円がふえまして、その他の5,800万円、義務教育施設整備基金5,800万円を減額したと、そのような形となっております。よろしくお願いいたします。

議長(水垣正弘君) 13番、大久保敏夫議員。

13番(大久保敏夫君) 先ほどの谷中課長の産業振興課のお答えの中で、上野議員からの質問の中にあったその三百十何万ですか、これについてのいわば落雷によると、そういうふうな話が出たわけですが、三百十何万が全て落雷によることなのか、あるいはまた落雷という部分の中にあって、憩遊館というか、あの施設関連の中においては、落雷が適用になるような保険が掛けられてあったのかないのか、あったとすればその落雷の保険適用はどのくらいの金額が適用されておったのか、その点だけちょっと1点だけお聞きします。

議長(水垣正弘君) 産業振興課長。

### (産業振興課長 谷中 聰君登壇)

産業振興課長(谷中 聰君) 大久保議員のご質問にお答えします。

共済のほうは、全て加入しておりました。金額的には、産業振興課のほうでちょっと つかんでおりませんで、総務の管財のほうで持っていらっしゃると思うのですが、今回 財政係と調整させていただきまして、歳入についてはそちらに入るものですから、うち のほうでは予算化はしておりませんので、ちょっと共済費については調べてご報告申し 上げます。収入になる金額については後ほどということで、済みませんが、よろしくお 願いします。

議長(水垣正弘君) 総務課長、わかっているの、これわかっているの。管財。 13番、大久保敏夫議員。

13番(大久保敏夫君) 今、再質問を勘定に数えてもらっては困るのですが、基本的には今調べるというか、お聞きするという話ですけれども、出てくるときの積算基礎というのは必ずあるわけなので、片側にそのふるさと公社に委託をしておって、監理何ていうのですか、今のあれで出しているわけですから、そうすると一般会計のほうの産業振興課関係というのは、これは前から長年の中で財産権に及ぶ部分については補修対象というか、そういう部分についてはまた間における修繕費も含めて一般会計繰り出しをやっておるわけでして、今言ったように、何でその三百十何万の部分とこの保険の適用の部分というものがなぜ明確にそういうものがなされずに補正予算が組まれたのかという、そこが一番の議員さん方今ざわざわやっていますけれども、そこが一番の問題なので、その辺のところよく協議してお答えくださいよ。

どうしても各課にわたる部分がもし生じたときには、その部分だけの意見ですから、11日の冒頭でも、もし今できない数字論であるならば、11日の冒頭にでもこの場に報告してもらえればそれで結構でありますから、ただ現実が落雷によるということになると、これは先ほど言ったように、少なくとも一般民間でも電話機が不能になれば農協の保険に入っていたから修繕してもらったとか、全部出たとかとあるわけですから、三百十何万が全てそういうものが適用外で、生の純正なお金が一般会計から繰り出すということがということと、また違うところに数字が存在しておって、保険は適用された外のものが今回補正に組まれたのかと、そういう部分もありますので、今の対応を見ていますとすぐに多分結論出ないような感じますので、ここでざわざわ時間とる必要もないので、そんな大げさなこと言わないので、もし今答えられないでというか、すり合わせがある

ようでしたら11日の冒頭で結構ですから、議長そういうことで結構です。

議長(水垣正弘君) 暫時休憩をいたします。

(午前10時22分)

議長(水垣正弘君) 休憩前に戻り会議を再開いたします。

(午前10時37分)

議長(水垣正弘君) 産業振興課長。

(産業振興課長 谷中 聰君登壇)

産業振興課長(谷中 聰君) 先ほどの13番、大久保議員のご質問にお答え申し上げます。

憩遊館の修繕料関係でございますが、9月1日の落雷によりまして、加温用ボイラー、 また源泉設備機器等々被害を受けまして、総額で254万4,853円で、この金額につきましては、保険のほうで共済のほうで現在請求しているところでございます。

それによりまして、運営上緊急を要する施設の修繕なものですから、早急に措置はさせていただきまして、工事は全て済んでおります。それによりまして、今回もともと予定しておりました、先ほど申し上げましたそれ以外の部分について予算の不足が生じましたものですから、今回の補正ということでお願いした次第でございます。

以上でございます。

議長(水垣正弘君) 13番、大久保敏夫議員。

13番(大久保敏夫君) そうしますと、冒頭での上野議員の説明の中で、落雷による被害に伴う修繕を要したねということなわけですね。そうすると、極端に言えば落雷による共済関係で入っている適用、適用外のものがここに載せられてきたと、そういう解釈と。もう一つは、254万何がしの金が、保険がおりたというか、極端に言えば町へ1回歳入で入ってくると思うのですが、その場合の扱いというのはどうなるのですか。今は保険がおりないので、こういうふうな形でやらせてもらったと、そういう今の説明。その254万幾らは、少なくとも急を要さない銭をこちらへ寄せておいたという理屈は成り立たないと思うので、254万数千円の金のいわば所在というのは今後どうなっていくのか、それ説明願いたいと。

議長(水垣正弘君) 産業振興課長。

### (産業振興課長 谷中 聰君登壇)

産業振興課長(谷中 聰君) 13番議員のご質問にお答え申し上げます。

落雷がありまして、250万何がし、これについては、当初予定していなかった修繕でございます。そういうことで、250万何がしにつきましては、緊急で修繕を行いました。済んでおります。

今回の補正でお願いしていました、先ほどの寝湯並びに消防機器、防犯映像、和室大 広間照明、これについては、年度当初にもうそろそろ修繕が必要だということで予定し ていた本来の積算、当初予算の積算の内容のものでございます。ですので、その落雷で 故障した部分とこの当初で予定した部分とは全く別なものでございまして、これについ ては追加とか、当初から予定していなかったものではなく、当初の予算の積算の中にあ ったものをお願いしたいと、今回の補正でお願いしたいということになっております。

また、共済金の保険金につきましては、3月の補正で、それまでには金額のほうも確 定してまいりますので、3月の補正で進めてまいりたいと思います。よろしくお願いし ます。

議長(水垣正弘君) 13番、大久保敏夫議員。

13番(大久保敏夫君) 課長ね、答弁の仕方というのは、議員さん方のとりようによっては大変誤解を招くことがある。この三百十何万については、落雷によることによって生じた部分で、修繕を伴うのだという表現を、課長は発言されたわけだよ。そこに保険の部分とか、あるいは急を要する部分とかいろいろ議員さん方はそういうものが保険とのかかわり合いとか、そういうものがどうなるのだと。では、どこまでがその落雷による被害なのかというふうなことで、議員さん方はそういう疑念を持ったので、私が代表して質問させていただいたと。

もう一つは、今言ったいろんな数字論の中で、当初から予定していたものだと。今言ったでしょう。当初から予定していたものが、なぜ今ごろになって補正で最後の最後になって出てくるのかと。当初から予定されているものであるならば、何をもってして当初から予定されていたものが12月の今のこの時期に出てくるのかという理屈も成り立ってくるわけだ。

今からこの議案を取り下げろとか、修正しろとかそういうこそくな考え方は、我々に も議員さん方にないと思うけれども、ただそういう部分というものをもうちょっと発言 するときには、本会議場であるのだから、だから今言ったようなもう少し当初から予定 されたものが、明らかに完全なる確信犯。もともとここまで引っ張っておいて、ここらでやればいいだろうという理屈が成り立つ。そういう気持ちが議員なんかにはある。私が代表して出させてもらっているのだけれども、その辺のところよく。一番先の一番まずかったのは、落雷による修繕がそれによって被害を受ける修繕が用いたから、落ちたからとったのだと。今になってみれば、当初から予想していた。当初からそれは直すつもりだったのだと、それね。今さらどうこう言うつもりはないのだけれども、一番冒頭のその部分が一番悪い。だから、もしその部分を撤回するというか、発言を修正したいのであれば、議長の許可を得て私は修正もらえれば、とりあえず私の考え方としてはそれでいいと思いますので、議長その点よろしく。

議長(水垣正弘君) 産業振興課長。

(産業振興課長 谷中 聰君登壇)

産業振興課長(谷中 聰君) それでは、先ほどの答弁、修正させていただきたいと思います。

今回の補正につきましては、9月1日の落雷で修繕費の中の260万円を既に支出してしまったと、そういうことで当初予定しておりました修繕が実施できなくなってしまったと、そういうことでの補正でございます。修正よろしくお願いしたいと思います。どうも失礼しました。

議長(水垣正弘君) そのほかに質疑ございませんか。

14番、湯本直議員。

14番 (湯本 直君) 質疑の回数は決められているので、執行部の答弁も小出しではなく、ある程度説明をしてもらわないと困るわけだな。議会は3回なら3回きり質疑できないのだから、余り少しずつ答弁をしないで、ある程度聞かれた部分を全体的に答弁してもらうように注意してもらいたい。

議長(水垣正弘君) そのような形でありますので、各課長につきましては、答弁のほうともよろしくお願いを申し上げたいと思います。

そのほかの質疑ございませんか。

11番、小島由久議員。

11番(小島由久君) 大久保議員さんの関連質問になりますが、以前に落雷として315万円の落雷の予算は組んであると思うのですが、ここ1つ確認と、予定外の修繕のため254万円を使ったと、そういう話と、今回三百十万何がしの補正予算が出てきたというこ

とで、この補正予算に対しては当然共済が対象になると、そういうものなのか。保険金がおりてこないから、この補正予算を組んで対処するのか。まだ保険金が入ってこないので、支払いをするのにこの予算を組んでもらって払って、この後で今度は共済金が入ってくるのか、その点について細かくて申しわけないのですが、答弁をお願いします。 議長(水垣正弘君) 産業振興課長。

(産業振興課長 谷中 聰君登壇)

産業振興課長(谷中 聰君) 小島議員のご質問にお答えいたします。

共済につきましては、255万4,000円請求してございますが、これが幾らの金額が入ってくるか、またいつ、何月何日付で入ってくるかは確認できておりません。ということで、修繕のほうは待ったがないものですから、そういうことで別枠で今回お願いしたいということでございます。別なものです。

議長(水垣正弘君) 総務課長。

(総務課長 浜名 進君登壇)

総務課長(浜名 進君) 小島議員のご質問にお答えします。

今回の9月1日の落雷におきましては、憩遊館のほうで幾つか壊れました。それに対しての修繕のほうを緊急でやりまして、共済のほうに保険の請求をしております。それは請求したものについては、総務課に後で歳入という形で、先ほど産業振興課長が答弁したとおり、3月の補正で歳入として上げていくということです。その間、その農林業費のほうで先に先取りして、落雷のほうの修繕をしてしまったということでございますので、最初から上がっていた、計画をしていたものについての修繕を先に先取りして、先取りというよりも、その修繕をしていくということでございます。

したがいまして、総体的には保険で充当される部分、ここのお金をここに充てるということではなくて、一般会計のほうで一旦立てかえて修繕をしていたと。立てかえた分は保険のほうで今度後で入ってくるということで、歳出のほうとしましては、今回産業振興課のほうで上げた修繕費というふうな形になっております。

以上でございます。

議長(水垣正弘君) 11番、小島由久議員。

11番(小島由久君) 私が最初に言ったのは、落雷として315万円の予算を組んであった かないかを確認したかったのね。多分組んであると思うですが、今言ったように、請求 してこれだけだと、254万円。また、この今回の三百十何万に対しては、修繕しなくては 間に合わないから、補正予算で組んで対応していきたいというような答弁だと思うのですが、この金額に対して、今度は共済のほうからこの金額は請求すれば入ってくるのか入ってこないのかということなの。前に315万円ぐらいの予算は組んであると思うのですよ、落雷として。その中で25万幾ら使っているわけだよね。それで……

(「予算組んでないよ」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 続けてください。

11番(小島由久君) なくてもいいですよ。私はそういう記憶があったので、一応確認の質問したわけだから、ないということであれば、後で調べればわかることなので、それはそれでいいのですが、だから今言ったように、この三百十何万に対しては、一応共済のほうはまだはっきりしてこないということで、町のほうで補正予算を組んで対処していきたいということなのですが、では共済のほうでこれを認めたときに、認めてもらえるということは当然あると思うのだよね。そういうのも出てきますので、その辺についても今度はしっかりとした説明をしていただいて、議員さんもやはり代表だから、ある程度のことは把握しておかないと困るということで、大久保議員さんのほうからも質問あったと思うのですが、そういうことでああだこうだ、企画財政課だとか、総務課だとかといろいろ変わるのではなくて、担当の職員の課長が答弁できるように、これからは勉強しておいてもらいたいと、そういうことで強く言っておきます。

議長(水垣正弘君) 総務課長。

(総務課長 浜名 進君登壇)

総務課長(浜名 進君) 小島議員のご質問でございますけれども、落雷についての予算を組んでいたかというふうなことにつきましては、落雷については予算は組んでおりません。いつ起きるかわからないものについて、200万円、300万円落雷用にという形の予算は当然とっておりませんので、突然そういった災害に対しまして同じ修繕費の中でございますので、流用せずにその中の財源を充てたというふうなことでございます。

それから、共済金につきましては、市町村共済組合ここでやっておりますので、過去にも何回もそういった形で請求した形でちゃんと振り込まれて、認められておりますので、そこについては全く心配はしておりません。

以上でございます。

議長(水垣正弘君) 4番、上野政男議員。

4番(上野政男君) 結果的なことなのですが、当初予算で300万何がしの予算の項目は、

あくまでも修繕費で計上したということで理解していいのですね。では、結構です。 議長(水垣正弘君) 13番、大久保敏夫議員。

13番(大久保敏夫君) 湯本議員からもあったように、3回の話からすると若干3.4ぐらいになるのですが、ちょっと確認をして、執行部も議員さん方もそういうことなのかという確認をさせてもらいたいのですけれども、254万何がしの保険適用の分については、一般会計持ち出しか何らかの形でこれは修繕として、修繕というか、支払われていると。これは終えているということでしょう。形でな。予備費流用か何かわからないけれども、保険がもし認められた場合には、これが一般会計の中に戻されて相殺されると、そういうこの254万円の保険適用部分についてはそういう解釈でいいわけ。

そうすると、今回の三百十何万については、そういう落雷とは関係なく、2月のヒアリングからあった話なのか、いつから起きたのかわからないけれども、とりあえず急に湧いた話もあるだろうし、三百十何万の今回の318万4,000円については、いわばそういう中で落雷とは関係のないやつなのだという解釈でいいのかどうか、この物事の数字が。ですから、極端に言えば、保険適用の254万幾らと三百十何万を足し算すると、約600万円近い銭が生じていたと、そういう解釈でいいわけですね。

あともう一つ最後に、この修繕のすべきものはもう修繕はされているものもあるのかないのか。いや、これからまだ手つかずなのか、それだけ。みんな勘違いしているから。 議長(水垣正弘君) 上野議員さん、また大久保議員さん、また小島議員さんの質問については、同じような内容であります。総括して産業振興課、総務課で説明させていただきましたけれども、一部理解ができない部分があるというふうなことでありますので、ここでしっかりと企画財政課長のほうから説明をしていただきまして、これで質疑を終了したいというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

#### (企画財政課長 斉藤 実君登壇)

企画財政課長(斉藤 実君) 13番、大久保議員のご質問にお答え申し上げます。

上野議員、小島議員とも予算関係というふうなことでございますので、私のほうから 総括してお話しいたしますが、当初に産業振興課のほうで憩遊館相当に維持費に充てる というふうなことで、375万4,000円を当初予算に計上させていただきました。

その間、今産業振興課長並びに総務課長のほうからもありましたとおり、9月に落雷によりまして254万円ほどの支出を緊急性をもって支出したというふうなことでございますので、当初予算に上げました375万4,000円から支出をさせていただいて、その間保

険のほうの請求については県の市町村共済組合のほうに請求いたしまして、まだ額が確定してございませんので、額が確定をいたします、最後の議会になろうかと思いますが、 3月の議会に保険金のほうは計上させていただいて、財源の精算をしていくというふうな形になります。

ただ、先ほど言いました375万円の予算の中で250万円ほどかかってございますので、 残りが約120万円ほどしかございません。その予算の計上については、憩遊館の経年劣化 等も勘案しまして当初予算に全ての維持修繕費が盛り込まれておりませんでしたので、 その間4月から12月になりましたけれども、新たな修繕が必要な箇所がございまして、 今回の310万円を計上させていただいたというふうな解釈になってこようかと思います。 よろしくお願い申し上げます。

予算上は250万円も入っていますけれども、それは保険のほうで適用というふうなことになりますので、先ほどの370万円に今回の差額が120万円ほどがふえるというふうな形にはなってこようかと思います。

(「310万円というのは、120万円は入っているの」と呼ぶ者あり)

企画財政課長(斉藤 実君) 120万円は入っていないです。修繕費としては……

(何事か発言する者あり)

議長(水垣正弘君) ということでございます。以上でございます。

(「オーケー、終わりです」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 質疑なしと認めます。大丈夫ですか。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 討論なしと認めます。

これから議案第8号 平成25年度八千代町一般会計補正予算(4号)から議案第12号 平成25年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算(1号)まで、5件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 異議なしと認めます。

よって、議案第8号 平成25年度八千代町一般会計補正予算(4号)から議案第12号

平成25年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算(1号)まで、以上5件は原 案のとおり可決されました。

日程第10 休会の件

議長(水垣正弘君) 日程第10、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。議事の都合により、あす10日は休会としたいと思います。これに ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 異議なしと認めます。

よって、あす10日は休会とすることに決定をいたしました。

議長(水垣正弘君) 次会は、11日午前9時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

(午前11時01分)